

前橋市職員の退職手当に関する条例の改正について（議案第117号）

職員課

1 改正の理由

国の職員に準じ、退職手当の支給対象となる非常勤職員の勤務月数に係る算定方法を見直す。

2 主な内容

1か月間の日数（市の休日を除く。）が20日未満である場合、当該月の勤務日数が職員みなし日数（18日－（20日－1か月間の日数））以上であれば、その勤務日数が18日未満であっても、当該月を含めて退職手当の支給対象職員とみなすために必要な月数として算定する。

3 施行期日

公布の日

4 附則で改正する条例

前橋市職員の退職手当に関する条例改正条例（昭和38年前橋市条例第8号）